

# 会報

2002.8  
第67号



# 目 次

* あいさつ .....	1
会長 島崎 重治郎	
* あいさつ .....	2
千葉県環境生活部長 石渡 哲彦	
* 隨想 .....	3
新日本製鐵(株)君津製鐵所 副所長 浜本 康男	
* 協議会活動について .....	4
* リレー訪問 .....	5
下村特殊精工(株)松尾工場を訪ねて	
* 行政法令動向	
・ 地域温暖化対策の推進に関する法律の改正の概要について .....	9
・ ディーゼル自動車排出ガス対策条例について .....	11
・ 自動車使用管理計画の提出について .....	19
・ アイドリング・ストップが義務づけられました！ .....	21
・ 「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の制定について ～不法投棄や不法堆積など不適正処理の解消を目指して～ .....	23
・ 建設リサイクル法について .....	27
* 房総の歴史 .....	34
・ 香取神社のこと いろいろ	



## あいさつ

会長 島崎 重治郎  
旭硝子(株)千葉工場工場長

この度は、会長任期半ばにおける弊社人事異動によりまして、当協議会の会長交代のご承認を去る7月19日の臨時総会において会員の皆様より頂き誠に有難うございました。

今後とも、県環境生活部を始め、関係当局のご指導と会員皆様のご協力を頂き、責務を果たしてまいりたいと存じますので宜しく御願い申し上げます。

ご承知のとおり、当協議会は1975年の設立以来27年が経過しました。この間1979年から1983年にかけての第2次オイルショックによるエネルギー情勢の変化、1987年のオゾン層保護の為のモントリオール議定書の採択による特定フロンの規制、1992年リオデジャネイロでの地球サミットでのアジェンダ21（開発と環境保全を両立させる持続可能な開発を実施していくにあたっての具体的な行動計画）の採択等、種々の劇的な情勢の変化の中で諸先輩並びに関係各位のご尽力により、公害防止から環境保全へ、更には地球規模の環境問題も視野に入れ、種々の事業を活発に推進し、着実に成果を挙げて参りました。

COP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）に於て採択された京都議定書についての我が日本による国会での批准が遅れていますが、8月の南アフリカヨハネスブルクサミットの開催に当たり、何らかの動きがでてくるのではと注目をいたしております。

さて、低迷を続ける日本の経済をいかに立て直すかが急務の大きな課題になっていますが、このような状況下にあっても循環型社会の構築に向けての尚一層の取組み強化が求められていると考えます。

具体的には、持続可能経済社会実現のために、すべての分野において3R（Reduce, Reuse, Recycle）の確立、グリーン調達等の企業のグリーン化、再生可能な自然エネルギーの利用促進等多数の課題が考えられます。

一方、千葉県では2月の県議会で『ちば環境再生計画』及びこれを実現する為の『ちば環境再生基金』、『廃棄物の処理の適正化に関する条例』、『ディーゼル自動車排ガス規制条例』等の先進的な計画・条例が制定されました。今後、我々会員各社はこれらの条例を十分に理解し遵守して行く必要があります。

上記の課題に対しまして、当協議会といたしましては、県ご当局と密接な連係によりご期待に添える事業活動を推進していき、地域社会及び地球環境保全に一層貢献していく所存でございます。ここに会員各位のますますのご発展を祈念しますとともに、当協議会に対する一層のご支援、ご協力をお願いし、会長就任の挨拶と致します。



## あいさつ

千葉県環境生活部長 石渡 哲彦

社団法人千葉県環境保全協議会の皆様におかれましては、日ごろから、環境保全に関する講習会や研修会の開催、環境保全技術に関する情報提供など、幅広い活動により県内各企業の環境保全に関する知識や技術のかん養に努力され、本県の環境行政の推進に多大な御支援と御協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

今日の環境問題は、日常生活に密着した環境問題から、地球温暖化のような地球規模の問題まで広範囲にわたっており、適切な対応が求められているところですが、このような中、本年4月に環境生活部長を拝命いたし、課せられた責務の大きさを痛感すると同時に、この間、環境生活部の各種施策が円滑に実施されておりることは皆様の御理解と御協力のたまものであると深く感謝申し上げる次第です。

千葉県は、周囲を海と川に囲まれ、温暖な気候と、広い大地、豊かな自然に恵まれています。しかし、一方で地域の都市化が進み、身のまわりの自然が失われ、空気や水が汚染され、不法投棄された廃棄物、残土、有害物質等によって、ふるさとの貴重な自然が傷つけられるという「負の遺産」が残されることとなりました。

このため、県では、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を、資源循環型社会へと変革するため、県民総ぐるみで取り組む「ちば県資源循環型社会づくり計画」を本年10月を目途に策定しているところです。

また、本年4月に「とりもどそう！ふるさとの自然」をスローガンに「ちば環境再生計画」を本格的にスタートさせました。この計画では、貴重な自然環境の保全に努めるとともに、森と海、川や沼の自然を取り戻し、ふるさとをかけがえのない財産として、将来の世代に引き継いでいくため「ちば環境再生基金」を設置し、全県挙げて募金活動を展開してまいりたいと思いますので、皆様の御理解と御協力をお願いします。

さらに、ディーゼル自動車の排ガス対策を推進するため「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」を制定したところでありますし、ここ数年悪質巧妙化している産業廃棄物の不法投棄防止対策では、「千葉県廃棄物の処理の適正化に関する条例」を制定し、現行の廃棄物処理法では対応できない不適正処理に対する規制をはじめ、千葉県独自の対応を図っていくなどの各種施策の推進に努めているところです。

また、化学物質の管理と環境保全のための新しいシステムPRTRの実施が法制化され今年度より対象事業者からの届け出が開始されたところです。これは化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としており、毎年度4月から6月にかけて届け出が必要となりますのでよろしくお願いします。

環境問題は、今後一層複雑多様化することが予想され、県といたしましても、これまで以上に国、市町村そして事業者、県民の皆様との連携を図りながら、地域のみならず、地球環境の保全にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、千葉県環境保全協議会のますますの御発展を祈念いたしましてあいさつとさせていただきます。



## 隨想

副会長 浜本 康男  
新日本製鐵(株)君津製鐵所副所長

3年前からいわゆる「中高年の山登り」を始めています。もともと自然の景色を見るのが好きで、6、7年前子供が手がからなくなつてからは山や海に夫婦二人でドライブに行くのが趣味となり、ずいぶんあちこちまわりました。房総半島は言うに及ばず北海道から九州まで車でまわりました。そのころは、リュックを背負って、えっちらおっちら歩いて山に登っている人を見ると、車を使えば1日にいろんなところを周れるのに無駄なことをするものだと思っていました。ところが、3年前につつじが満開という言葉にさそわれて湯の丸山に登った時、汗をかきかき登ってゆくと、景色が一步一歩登るたびに変化し、頂上に着いた途端、劇場の幕が開いた瞬間のように、眼前に、青空の下はるか遠くの山やふもとの谷が見えて、そして静寂の中に一陣の風が頬をなでていきました。

まさに、「自然と一体になった」体験でした。その後も金峰山や鳳凰三山に登ったとき、このような体験をし、「山登り」にとりつかれて今日に至っています。(昔は、山登りは若者のやることと思っていたが、驚くことに、どこに行っても中高年のクライマーで一杯です)なるほど人間は日常人工物に取り囲まれているけれども、自然の中に生きる一個の生物にすぎず、その点において人間は熊や鹿と本質的には同じ存在であるということを実感しています。ということは、我々には受けついだ自然、環境をきちんと維持して次の世代に渡す義務があり、千葉県の自然と環境を維持するために我々県内企業の果たすべき役割も大きいと思います。これまで多くの環境対策設備を設置しあいの情報交換や操業方法の改善を通じて環境保全に努力してきています。私はちょうど30年前学校を卒業して以来、殆どの期間を君津市で鉄鋼技術者として過ごしてきましたがその間実家の横浜との間をフェリーで何度も往復しました。フェリーから見ると東京湾の水の色はすいぶん綺麗になってきています。その結果、東京湾で取れる魚の種類と量も増え続けているようです。ところで我々企業はそれぞれに、種々の設備を有しています。これらを知恵を絞って活用すれば、社会環境の改善特にリサイクルにさらに積極的に貢献することも可能であり、今後はさらに、行政、県民と企業が協力して、この面での施策に力を入れていきたいと考えています。

## 協議会活動について

平成14年度通常総会は5月8日、ポートプラザちば2階『ロイヤル』において、来賓に石渡県環境生活部長をはじめ、中山県環境政策課長、濱崎同課主幹、齋藤副主幹、須藤千葉市環境保全部長、峰岸市環境調整課主幹をお迎えして、会員92名の出席を得て開催されました。

また、7月16日には、ぱるるプラザCHIBA 6階『櫻の間』において、臨時総会を開催いたしましたので、ご報告いたします。

### ◆ 平成14年度通常総会報告

審議された議案は、以下のとおりです。

**第1号議案** 平成13年度事業の承認について

**第2号議案** 平成13年度収支決算・貸借対照表及び財産目録の承認について

**第3号議案** 平成14年度事業計画の決定について

**第4号議案** 平成14年度収支予算の決定について

**第5号議案** 監事の選任について

以上の議案については、満場一致で承認可決されました。

なお、総会に先立ち、日本ヒューマンファクター研究所 研究開発室長兼事務局長 石橋 明氏による「最近の災害事例とヒューマンファクターについて」ご講演をいただき非常に好評でありました。

### ◆ 臨時総会報告

審議された議案は、以下のとおりです。

**第1号議案** 代表者の変更について

前任者 友田 勝彦 (旭硝子(株)千葉工場長)

新任者 島崎重治郎 (旭硝子(株)千葉工場長)

変更理由

所属会社における人事異動による。

以上の議決については、満場一致で承認可決されました。

なお、選任された島崎重治郎 新会長就任のご挨拶は、本会報の巻頭に掲載しています。

## リレー訪問

第49回目になります企業訪問は、海匝・山武部会の下村特殊精工(株)松尾工場にお願いしました。

(編集委員会)

### 下村特殊精工(株)松尾工場を訪ねて

下村特殊精工(株) 常務取締役 岡野 明 氏

下村特殊精工(株) 製造部長 尾原 俊夫 氏

聞き手 協議会事務局副本査 松崎 容子

(以下 敬称略)



松崎 今回お邪魔いたしました下村特殊精工(株)松尾工場は、千葉から東に約30キロ、町の中央をJ R総武本線と国道126号線が平行に走っている山武郡松尾町の南側、松尾工業団地の中にあります。

本日は、常務取締役の岡野様と製造部長の尾原様が私の相手をしてくださいます。

岡野 私どもの業種は、金属製品製造業に分類されています。いわゆる鉄鋼業とはちょっと違うん

です。形態としては鉄鋼会社で製造されたコイル状の特殊鋼を、二次加工している会社と思ってください。

会社の創業は1941年で今年61周年を迎えました。最初、工場は市川市宮久保にありまして、当時は梨畑の中に工場があるといった状況でした。けれども段々と住宅が増えて参りまして、手狭になって来たこともあって1973年にこそ松尾工業団地に移転してきました。本社は今でも市川市にあります。また現在、宮久保工場の跡地は駐車場として市川市民に開放してい

ます。

尾原 後で岡野から詳しくご説明いたしますが、創業当初は研削（グラインダー）の作業が事業の大半を占めていました。その後、コンバインドマシンによる引抜加工（ドローイング）も始めたんですが、手狭で大きな機械が置けないことと人の採用が困難なこともあります。この地に移転してきました。

松崎 この工業団地は、何社が操業しているんですか。

岡野 松尾町には工業団地が2か所あります。ここは松尾工業団地で7社です。ここから5キロぐらい山手の富士見台には松尾台工業団地があります。そこでは14社が操業しています。私たちの富士見工場もその内の一つです。

松尾工場で引抜加工、富士見工場で研削研磨加工を行っています。

松崎 それぞれ、何名ぐらいの人が働いていらっしゃるんですか。

岡野 ここは、製造が50人、事務サイドが30人。富士見工場は30人、市川本社・大阪・名古屋・諏訪の各営業所に合わせて30人といったところでしょうか。

松崎 製品は、どんなところに使われているんですか。

岡野 パンフレットには、機械加工されて、アセンブリーの手前まで仕上げられた部品の状態になって載っておりますのでお分かりいただけると思いますが、代表的なもので今一番需要が多いものはOA関係の材料ですね。ここにはプリンターが載っていますが、プリンターの紙をフィードするシャフトに使われています。最近のカラープ

リンターは写真対応の物がほとんどで、かなり精度が要求されます。紙送りが悪いと色ずれを起しますでしょう。だからそれぞれのパートにもそれなりの精度が要求されるんです。他にもハードディスクドライブのパートでコンピュータの心臓部に高速回転をしている小さなモーターが入っているんですが、この材料も供給しています。それから、自動車部品の材料としては、例えば、バルブをコントロールするシャフトですか、ABS（アンチロックブレーキシステム）部品の材料に使われています。また、光ファイバーコネクターなどもまだ量的には少ないですが、これから伸びる分野として期待しています。



また、特徴あるものとしては、ボールペンに使われる材料があります。外国のホテルのフロントにあるような粗悪なボールペンは日本ではありませんが、ボールペンのボールを抱いている部分、チップと言っていますが、これも日本のものはほとんどが私どものステンレスを材料としています。日本は漢字を使いますでしょう。漢字は英文などと比べると筆圧が強くなりますから強い材料が要求されるんですね。

松崎 先ほど製造ラインを見学させていただきましたが、改めて引抜製品が出来るまでをご説明願えますか。

岡野 松尾工場は、敷地が約21000m<sup>2</sup>。

その内の半分近くが建物になっています。製造ラインの代表としては、コンバインドマシンと呼ばれるもので50メートルの長さがあります。

まずスタートは、材料のコイルをスタンドのところでほどきまして引っ張り出すんですね。そして次に、「黒皮」と呼んでいますが、鉄鋼会社で圧延をした後の酸化鉄による黒っぽい表面、このスケールを研掃する「デスケーリング」という作業を行います。これは、「ショットブラスト」と言って小さなスチールの球をぶつけて材料の肌をきれいにするというものです。きれいにしましたらそれをダイスの中に通して引抜きます。引抜きと言うのは、簡単にいうと材料のサイズを1ミリぐらい落とすこと。例えばφ13ミリの材料を使ってφ12ミリに成形するという意味です。

**松崎** 表面がピカピカになるんですね。

**尾原** 光って見えるというのは、製造工程の中で表面を磨いているためで、粗さでいうと引抜品は5ミクロン程度、研磨しますと通常は1~2ミクロンになります。

**松崎** 引っ張るときには加熱しないんですか。

**岡野** 冷間加工ですから加熱しません。

さらにプロセスの話を続けますと、このダイスの中で後ろから引っ張るから引抜加工と呼ぶんですが、引抜いてすぐですと材料の精度がまだ出でていないのです。コイルは丸くなっています。その丸まっているものを無理

にはほどくわけですからそれをその後の工程で真っ直ぐに矯正をするんです。矯正には2種類あって、円形のノズルの間を通過させるとときにそのノズルを少しずつずらして回転させますと材料が揉まれて材料の持っている不均一な応力が均一になる。それを「スピナー矯正」と言うんですが、それで材料が真っ直ぐになってくるんです。それを規定のサイズ、(長さ2.5m)に切断して今度は「ロール矯正」と言うのを行ないます。これは、上下につづみ形をしたものと太鼓形したロールの間を通すというものです。これによって真直性が高まるんです。また、真円性も要求されますから、寸法の精度と形状の精度、そういうものを整えてお客様に供給しているわけです。そうすれば、すぐ切削加工に入れるわけです。

**尾原** 私どもの製品は、お客様で切削加工して色々な部品形状に仕上げていきます。ですから、お客様のあらゆる品質要求を満足するような快削鋼であることが、私たちの製品の特長です。

**岡野** 矯正が終わったら面取り加工をします。製品の両端を4本ずつ削り込むんです。これもお客様がすぐに加工を行い易くするためのものです。その後は、防錆処理をして梱包する。というのが一連の流れです。引抜加工の生産は、全体の8割ぐらいでしょうか。

残りの2割は、先ほど、同じ松尾町の中に富士見工場があることをお話ししましたが、そこで研削



研磨加工、(グラインディング)を行っています。つまり、松尾工場で造ったものに更に磨きをかけて精度を高め、より高度な要求に応えるための製品を造りだしています。

パンフレットをご覧になってもらえばお分かりいただけると思いますが、グラインディングというのは、センターレス研削といって、砥石と砥石の間に材料を入れるんですが、そのとき、片方の砥石をちょっと傾けておくんです。そうして回転に差をつけると、研削する砥石とそれをコントロールする砥石との間を材料が通ると自動的にセンターが出て、さらに材料は前に進むんです。ペアリングの製造ではほとんどこれと似た方法をとっています。私どもでは長い棒状の材料をグラインダーにかけます。部品のグラインダーの機械はたくさんありますが、こういった長い材料を削っている会社はそんなに数はないはずです。

松崎 製品はどれくらい造られているんですか。

岡野 製品の量で月に2000トンぐらい出荷しています。その内ステンレスが700~800トンぐらいでしょうか。輸出は20%くらいです。

また1991年、マレーシアにOSD社（オリエンタル・シモムラ・ドローイング）という合併会社を設立しまして、そちらでも引抜き加工を行っています。

松崎 産業の空洞化の問題が言われだしてから久しくなりますが、色々な業種で東南アジアや中国に進出する流れは止まりませんね。ちょっと将来のことを考えると恐くな

ります。

最後に環境についてお話しただけますか。

尾原 私どもで問題になるのは、廃水処理において沈殿させて脱水処理をして出てくるスラッジ。それから、先ほどお話したショットブラストの工程で出てくる粉じん。これらは、鉄鋼会社の原料等としてリサイクルしてくれるところに処理委託しています。廃酸、廃アルカリの中和処理後は、残念ながら埋め立て処理に出さざるを得ませんが、廃油についてもリサイクルを行っていますし、基本的には、リサイクル、リユースを心がけ、環境負荷の低減に努めています。

松崎 普段私たちが何気なく使っているOA機器ほか、とても幅広いところで、御社の材料が使われていることが良く分かりました。

本日はお忙しい所、有難うございました。



## 行政法令動向

# 地球温暖化対策の推進に関する 法律の改正の概要について

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、その防止は人類共通の課題であることから、平成6年3月、「気候変動に関する国際連合枠組条約」が発効し、さらに同条約に基づいて、平成9年12月、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある約束等を定めた「京都議定書」が採択されたところです。

この京都議定書の運用細目が、平成13年11月、モロッコのマラケシュにおける条約の第7回締約国会議において合意されたことを受け、政府は、京都議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための法律として、京都議定書目標達成計画の策定、計画の実施の推進に必要な体制の整備、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策等を内容とする「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を「気候変動枠組条約の京都議定書の締結の国会承認を求める件」と併せて国会に提出し、原案どおり本年5月31日に可決成立しました。

これを受け、政府は、6月4日に京都議定書の受諾について閣議決定し、同日に国連に受諾書を寄託したところです。また、法律については、6月7日に公布され、国民の取組を強化するための措置関係等については即日施行されました。

その法律改正の概要は次のとおりです。

### (1) 京都議定書目標達成計画

政府は、京都議定書に係る目標の達成に関する計画を定めるとともに、平成16年及び平成19年において、京都議定書目標達成計画に定められた目標及び施策について検討を加え、必要に応じ変更する。

#### 【計画の主な内容】

- ①計画は平成14年3月19日に政府の地球温暖化対策推進本部において決定された新たな地球温暖化対策推進大綱を基礎として作成することとし、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた具体的裏付けのある対策の全体像を示す。このため、温室効果ガス別に目標並びに対策及びその実施スケジュールを記述することとし、併せて個々の対策についての我が国全体における導入目標量、排出削減見込み量及び対策を推進するための施策を盛り込む。
- ②京都メカニズムの活用、森林整備等の吸収源対策について規定するとともに、技術革新を図るために支援も示す。併せて、途上国の森林回復や排出削減へのODA等の活用も明記する。
- ③計画は、節目節目に評価の上、見直すこととし、計画の中で定量的評価・見直しの方法の概略を定めることとする。
- ④計画は、国、地方公共団体、事業者及び国民一般が総力を挙げて実施する。

(2) 地球温暖化対策推進本部

内閣に、京都議定書目標達成計画の案の作成等を所掌事務とする地球温暖化対策推進本部を設置し、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣を副本部長、他のすべての国務大臣を本部員とする。

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

○地方公共団体は、京都議定書目標達成計画を勘案して施策を総合的・計画的に実施。  
○国民の取組を強化するための措置を拡充。

- ①地球温暖化防止活動推進員の活動に、住民の求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導・助言を行う「地球温暖化対策診断」を追加。
- ②地域における普及啓発活動の拠点である「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」について、その対象に、特定非営利法人（N P O 法人）を追加。
- ③地域レベルでの温暖化対策の取組を推進するため、地方公共団体、事業者、住民等からなる「地球温暖化対策地域協議会」を設置。

(4) 森林整備等による温室効果ガスの吸収源対策

森林・林業基本計画等に基づき、森林整備等による吸収源対策を推進。

(5) 京都メカニズムの活用のための国内制度のあり方の検討

京都メカニズム（J I（共同実施）、CDM（クリーン開発メカニズム）、排出量取引）の活用のための国内制度のあり方を検討。

※施行日

(3) の「国民の取組を強化するための措置を拡充」は公布日施行。それ以外の事項は京都議定書の発効日施行である。

(地球温暖化防止に関する県からのお知らせ)

1 七都県市地球温暖化防止キャンペーン実施中！

ホームページをご覧ください。 <http://www.cop.ne.jp>

2 家庭での省エネ、省資源にチャレンジ！

環境家計簿をつけてみましょう。（環境家計簿は県環境研究センターのホームページ（<http://www.wit.pref.chiba.jp>）にも掲載しています。）

3 千葉県地球温暖化防止活動推進員の募集は秋頃を予定

県では、地域において温暖化防止の普及啓発を行っていただくボランティアの募集を秋頃に行う予定です。所要の講習を受けていただければ資格を満たせますので、その折には奮って応募下さい。

# ディーゼル自動車排出ガス対策条例について

千葉県環境生活部大気保全課

## 1 条例制度の背景

本県の都市化の進展した県西部地域においては、二酸化窒素や浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成率が低いことから、「自動車NO<sub>x</sub>法」(自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法〔平成4年〕)が制定され、法の対策地域として指定された千葉市等18市町の区域を対象に総合的な自動車排出ガス対策が講じられてきた。

しかしながら、道路沿道の周辺地域では、ディーゼル自動車等の自動車排出ガスによる大気汚染が依然として深刻な状況にあり、また、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の発がん性や気管支喘息など、人の健康影響が懸念されることから、新たに粒子状物質を規制対象に加えた「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」が平成13年6月に成立したところである。

県では、自動車NO<sub>x</sub>・PM法が適用されない区域においてもディーゼル自動車から排出される粒子状物質の早期低減を図るために、全県を規制対象とした「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」(ディーゼル自動車排出ガス対策条例)を平成14年3月26日に公布するとともに、自動車全般にわたる施策・措置を充実・強化するため、千葉県環境保全条例の一部改正を併せて行ったところである。

## 2 条例の特徴

### (1) ディーゼル自動車を対象に「運行規制」を導入

自動車NO<sub>x</sub>・PM法の適用地域内に使用の本拠を有する車両に対しては「車種規制」が適用されるが、法が適用されない地域では粒子状物質の排出量の多い古い型式の車両が長期間使用されていることから、県全域において粒子状物質排出基準を超えるディーゼル自動車について、猶予期間経過後の運行を禁止する。

### (2) 粒子状物質を増大させる燃料に対する「燃料規制」の導入

重油又は重油を混和した燃料がディーゼル自動車から排出される粒子状物質を増大させることから、これらの悪質な燃料の使用と販売を禁止する。

## 3 条例の構成

### (1) 目的 (第1条)

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制

手段 ①ディーゼル自動車の運行規制

②ディーゼル自動車燃料に関する規制

→環境への負荷(粒子状物質)の低減

→現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保

## (2) 定義（第2条）

ディーゼル自動車のうち条例の規制の対象となる車両（特定自動車という。）

車種		ナンバープレートの分類番号
特定自動車 (規制対象)	普通貨物車	1、10~19、100~199
	小型貨物車	4、40~49、400~499、6、60~69、600~699
	大型バス	2、20~29、200~299
	マイクロバス	2、20~29、200~299（一部5、50~59、500~599、 7、70~79、700~799）
	特種自動車	8、80~89、800~899

(注) ディーゼル乗用車は規制対象としない。  
(3、30~39、300~399、5、50~59、500~599、7、70~79、700~799)

## (3) 特定自動車の運行規制

### ①排出基準の設定（第3条）

大気汚染状況を勘案し、特定自動車から排出される粒子状物質の量を設定

	特定自動車の種別（車両総重量）	許容限度	設定の考え方
粒子状物質の 許容限度 (排出基準)	1,700kg以下のもの	0.08g/km	国の長期規制
	1,700kgを超える、2,500kg以下のもの	0.09g/km	
	2,500kgを超えるもの	0.25g/KWh	

### ②排出基準の遵守（第4条）

排出基準に適合しない特定自動車の県内における運行の禁止

### ③特定自動車から排出される粒子状物質の量（第5条）

型式指定車、新規検査車、法規制前の特定自動車の区分ごとに特定自動車から排出される粒子状物質の量を設定

### ④粒子状物質減少装置の装着（第6条）

ア 排出基準を超えて粒子状物質を排出する特定自動車が粒子状物質減少装置を装着し、排出基準に適合した場合は運行可能

イ 粒子状物質減少装置の効果維持のための点検・整備の義務づけ

粒子状物質 減少装置の 指定	粒子状物質の「排出基準」として長期規制（車両総重量ごとに平成9、10、11年規制値）の基準を満たさない特定自動車に装着し、粒子状物質を排出基準以下に減少させるための粒子状物質減少装置を、県の粒子状物質減少装置指定要綱に基づき指定する。
----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ⑤運行禁止命令（第7条）

ア 排出基準に適合しない特定自動車の使用者等に対する運行禁止命令

イ 運行禁止命令の解除

⑥猶予期間（第8条）

運行規制に関する規定は、原則として初回登録日から7年間を猶予  
大気汚染の状況を考慮し、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域外の区域のみを運  
行する車両及び規則で定める特種自動車は、別に定める期間猶予

特定自動車の種別	運行規制が適用されるまでの猶予期間
県内を運行する自動車 (下記の自動車を除く。)	初めて登録を受けた日から起算して7年間は規制基準の適用を猶予する。
自動車NO <sub>x</sub> ・PM法の対策地域外の区域のみを運行すると認められる自動車	自動車NO <sub>x</sub> ・PM法の対策地域外のみを運行すると認められる路線バスなど、他法令の許認可等により法の対策地域外の区域のみを運行区域とする特定自動車は、初めて登録を受けた日から起算して12年間は規制基準の適用を猶予する。
規則で定める特種自動車	特種な構造又は装備及び使用の実態が特種な警察自動車、消防自動車の一部については、自動車NO <sub>x</sub> ・PM法の特例の規定を準用し、初めて登録を受けた日から起算して15年又は20年間は規制基準の適用を猶予する。

⑦荷主等の責務等（第9条）

- ア 荷主の運送者等への運行規制遵守のための適切な措置
- イ 荷主の措置違反に対する勧告
- ウ 勧告に従わなかったときの公表

（4）粒子状物質を増大させる燃料の規制

①燃料の使用禁止（第10条）

ディーゼル自動車を運行する者等に対する粒子状物質を増大させる燃料の使用禁止

②使用禁止命令（第11条）

③燃料の販売禁止（第12条）

ディーゼル自動車の燃料の販売者に対する粒子状物質を増大させる燃料の販売禁止

④販売禁止命令（第13条）

粒子状物質を増大させる燃料	
1	重油（JIS K2205に定める重油をいう。）
2	重油を混和した燃料
3	上記の重油又は重油混和燃料を除き、次に掲げる燃料の性状のいずれかが当然の値を満たさない燃料
(1)	90%留出温度（JIS K2254定める方法で測定した燃料の性状をいう。） 摂氏360度以下
(2)	10%残油の残留炭素分（JIS K2270定める方法で測定した燃料の性状をいう。）0.1質量%以下
(3)	セタン指数（JIS K2280に定める方法で算出した燃料の性状をいう。） 45以上
(4)	硫黄分（JIS K2541に定める方法で測定した燃料の性状をいう。） 0.05質量%以下

#### (5) 立入検査等

##### ①報告の徴収（第14条）

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の抑制に関する対策上必要がある場合の運転者、使用者、燃料販売者等関係者からの報告の徴収

##### ②立入検査（第15条）

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の抑制に関する対策上必要がある場合のディーゼル自動車、事業所、燃料販売者への立入検査

#### (6) 罰則

##### ①50万円以下の罰金（第16条）

- ア 運行禁止命令違反
- イ 燃料の使用禁止命令違反
- ウ 燃料の販売禁止命令違反

##### ②30万円以下の罰金（第17条）

- ア 報告義務違反
- イ 立入検査違反

##### ③両罰規定（第18条）

#### (7) 附則

##### ①施行期日

公布の日から1年3月を超えない範囲で規則で定める日（平成15年4月1日施行）

ただし、運行規制に係わる第4条から第9条の規定は、平成15年10月1日

##### ②検討

排出基準の見直しのための検討

#### 4 条例の円滑な施行に向けての支援策

条例の施行に向けて、ディーゼル自動車排出ガス対策が効果的に実行されるよう次の支援対策等の充実を図っている。

##### (1) 低公害車普及促進事業

平成14年度予算において、最新規制適合車代替、D P F装着の融資あっせん事業を拡充するとともに、低公害車の大量普及に向け、民間事業者の天然ガス自動車導入の補助事業を拡充した。

		平成13年度	平成14年度
融資あっせん (最新規制適合車代替、D P F装着)		300百万円 (融資枠12億)	500百万円 (融資枠20億)
補助	天然ガス自動車	25百万円(5台)	25百万円(5台)
	民間・市町村バス	30百万円(30台)	144百万円(180台)
	導入助成	12.5百万円(5基)	11百万円(5基)
	簡易充填設備 エコ・ステーション	60百万円(3箇所)	60百万円(3箇所)
合 計		427.5百万円	740百万円

##### (2) 粒子状物質減少装置助成事業

平成14年度から、事業者が短期規制以前のディーゼル自動車に粒子状物質減少装置を装着する経費の補助を行うこととした。

- ・補助対象：中小企業者、路線バス事業者が車両総重量3.5tを超えるディーゼル自動車に粒子状物質減少装置を装着する経費
- ・補助率：1/2（自動車N O x・P M法の対象地域で国の補助を受ける場合は1/4）
- ・補助限度額：1台につき5万円～40万円以内
- ・期間：平成15年9月末まで
- ・14年度補助見込み：1,000台程度

##### (3) 七都県市首脳会議における共同取組

###### ①粒子状物質減少装置メーカー等への要請

平成14年4月12日に七都県市首脳会議環境問題対策委員会として、粒子状物質減少装置製造業者及び販売業者11社に対して装置の開発促進・供給拡大等について要請した。

###### ②粒子状物質減少装置共同指定制度の創設

七都県市共同の粒子状物質減少装置の指定制度を創設した。

- ・七都県市粒子状物質減少装置指定要綱 平成14年6月1日施行

(参考1)

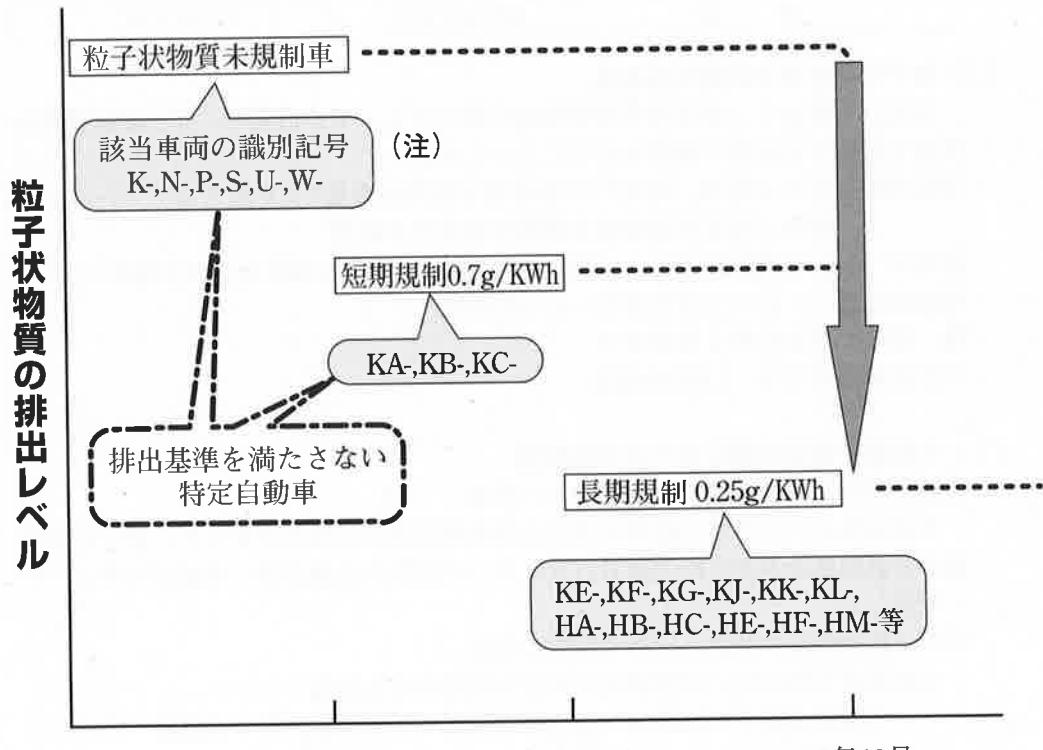
## 県条例による粒子状物質の量に関する許容限度（排出基準）設定の考え方

### 最新規制適合車の排出量並への低減

現在、市場では平成9年10月から始まった自動車排出ガス規制の「長期規制」基準を満たす車両が販売されており、この長期規制基準を満たさない使用過程車からの粒子状物質の排出量の低減を図るため、これら使用過程車に対して「長期規制」基準の排出基準を設定するものである。

なお、自動車は、車両総重量別に規制の施行年月、規制基準が異なることから、許容限度の設定に当たっては、重量別に基準を設定する。

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ①車両総重量1,700kg以下         | 0.08g／km  |
| ②車両総重量1,700kg超2,500kg以下 | 0.09g／km  |
| ③車両総重量2,500kg超          | 0.25g／KWh |



(基準の適用の年月・排出基準は、車両総重量2,500kg超のケースを想定)

(注) 自動車排出ガスの規制区分は、自動車検査証（車検証）の「型式」欄の識別記号（アルファベット）により、それぞれの車が未規制車、短期規制車、長期規制車に該当するか判別できる。

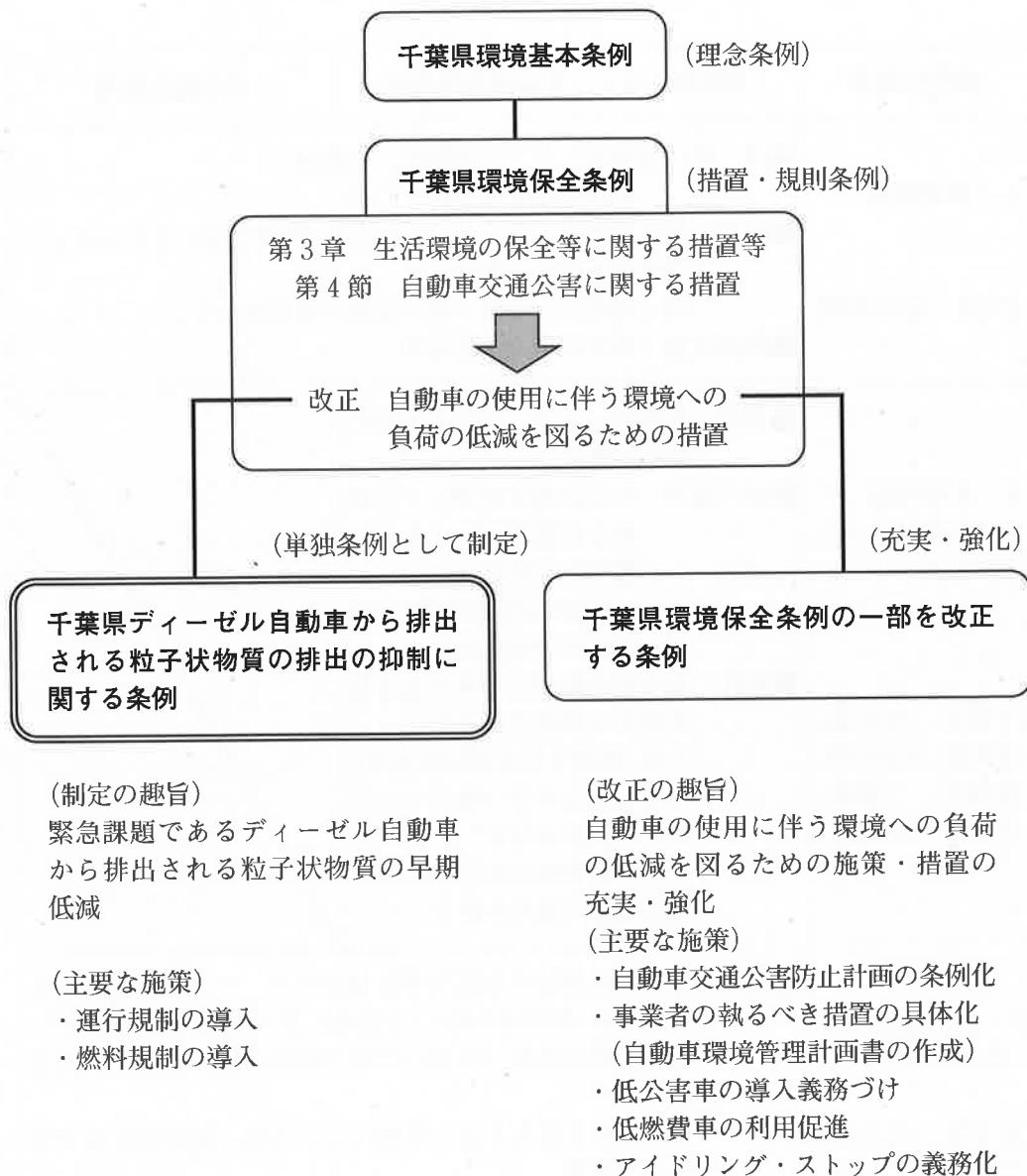
(参考2)

**自動車排出ガス規制に係る仕組み**  
 (単体規制、車種規制、条例による運行規制の関係)

規制の種類	自動車NOx・PM法対策地域	その他の地域
<b>1 単体規制</b>  <b>【全国一律の規制】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■車種：乗用車、バス、貨物車、特種車 (軽自動車を含む全ての車)</li> <li>■規制：燃料の種類（ガソリン、軽油）、製造年等によりNOx・PM等を細かく設定 同一車種には全国一律の基準が適用される。</li> <li>■規制実施：新車の型式指定時等</li> </ul>	
<b>2 車種規制</b> ・自動車NOx・PM法  <b>【千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■車種：乗用車、バス、貨物自動車、特種自動車</li> <li>■法の適用：社会活動等が著しく自動車走行量が極めて多い8都府県が対象 ・千葉市等18市町の区域が法の対策地域指定</li> <li>■規制：法の適用地域に車庫を有する車両から排出されるNOx・PM（通過する車両は対象外） ・基準を満たさない車については車検証を不交付 ただし、車種に応じ8～12年間は基準の適用を猶予</li> </ul>	
<b>3 運行規制</b> ・県条例  <b>【東京都、埼玉県、千葉県はすでに条例制定。神奈川県も条例案を14年6月県議会に上程】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■規制：本県内を運行する県外車を含むバス、トラック等のディーゼル車（乗用車を除く）を対象にPMの排出規制を行う。 ・PMの排出基準（平成15年10月適用）は、東京都、埼玉県と同一 ・排出基準を満たさない車両については、運行禁止命令等により担保 ・登録から7年間は基準の適用を猶予 ただし、自動車NOx・PM法の対策地域外のみを運行する車両については、7年を超える猶予期間を規則により設定（12年）</li> </ul>	

(参考3)

自動排出ガス対策に関する条例の体系



# 自動車使用管理計画の提出について

千葉県環境生活部大気保全課

自動車NOx法を改正した自動車NOx・PM法の一部が施行され、自動車NOx・PM法の対策地域内\*で乗用車、トラック、バス、特種自動車を30台以上使用する事業者は平成14年9月30日までにNOx等の排出抑制のために低公害車等への代替計画などを記載した自動車使用管理計画書を作成し、県又は国土交通省に提出することが必要になりました。

このため、県では運送事業以外の事業者を対象に7月下旬から説明会を開催していますので、該当する事業者の方はお問い合わせください。

## [問い合わせ先]

運送事業者以外の事業者：千葉県環境生活部大気保全課自動車公害対策室

監視指導班 電話043-223-3810

運送事業者：関東運輸局千葉運輸支局輸送課

電話043-242-7335

なお、自動車NOx・PM法の概要等は次のとおりです。

\*：3 自動車NOx・PM法の概要「対策地域」参照

## 1 法改正の背景

大都市地域を中心とした窒素酸化物による大気汚染に対応するため、自動車NOx法（自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）が平成4年に公布され、全国6都府県の特定地域において窒素酸化物総量削減計画が策定され、車種規制をはじめとする各種施策が実施されました。

しかし、二酸化窒素に係る大気環境基準を概ね達成することは困難な状況にあり、ディーゼル自動車から排出され、発がん性のおそれや人の健康への悪影響が懸念される粒子状物質などに起因する浮遊粒子状物質による大気汚染の状況も厳しい状況が継続しています。

そのため、自動車交通に起因する窒素酸化物や粒子状物質の削減を図り、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準の達成を目指した「自動車NOx・PM法」が平成13年6月に制定されました。

## 2 「自動車NOx・PM法」の主な改正内容

- (1) 対策を行う対象物質に粒子状物質( PM )を追加
- (2) 粒子状物質について車種規制を導入
- (3) 窒素酸化物についての車種規制の強化( 平成14年10月1日施行 )
- (4) 事業者に対する措置の強化( 30台以上の自動車の使用事業者に対する自動車使用管理計画書の作成：平成14年5月1日施行 )
- (5) 知事による窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画の策定( 目標平成22年度 )

## 3 自動車NOx・PM法の概要

対象物質		窒素酸化物、粒子状物質		
対策地域		本県18市町（変更なし） 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市、関宿町、沼南町		
車種規制	排出基準		NOx PM	
		ディーゼル乗用車	昭和53年規制 ガソリン車並	平成17年規制 ディーゼル車並
		トラック・バス 1.7t 以下	昭和63年規制 ガソリン車並	平成17年規制 ディーゼル車並
		1.7t 超2.5t 以下	平成6年規制 ガソリン車並	平成17年規制 ディーゼル車並
		2.5t 超3.5t 以下	平成7年規制 ガソリン車並	平成17年規制 ディーゼル車並
		3.5t 超	平成10年、11年規制 ディーゼル車並	平成10年、11年規制 ディーゼル車並
猶予期間 (初年度登録からの経過年数)		普通貨物自動車	9年	
小型貨物自動車			8年	
大型バス			12年	
マイクロバス			10年	
特種自動車			原則10年	
ディーゼル乗用車			9年	
事業者指導		• 乗用車、トラック、バス、特種自動車を30台以上使用する事業者 • NOx等の排出抑制のための計画の作成、実績報告の義務づけ • 知事による指導・助言		
総量削減計画		国的基本方針に基づき都府県知事によるNOx・PM総量削減計画策定 (環境大臣の同意)		

# アイドリング・ストップが義務づけられました！

千葉県環境生活部大気保全課

千葉県環境保全条例が平成14年3月26日に改正され、第56条の6に「自動車の駐停車時の義務」としてアイドリング・ストップが規定されました。(施行は平成15年4月1日から)

---

運転者は、自動車を駐車又は停車するときは（下記の例外を除く）、エンジンを速やかに停止してください。

アイドリング・ストップを行うことで、大気汚染の抑制だけでなく、燃料の節約にも繋がります。

---

## 《例外》

- ①信号待ち
- ②渋滞時
- ③人の乗降時
- ④冷凍車、コンクリートミキサー車、ごみ収集車等の付属装置の動力としてエンジンを使用する時
- ⑤緊急自動車が緊急の用務に使用されている時
- ⑥やむを得ないとみとめられる時

例えば…  
けが人、病人等を乗せているため車内を適温に保つ必要がある時

運転者以外についても、次の事項が義務づけられました。

## 1) 自動車を使用する事業者

事業者の管理する運転者がアイドリング・ストップを行うよう指導する。

## 2) 収容能力20台以上又は面積500m<sup>2</sup>以上の駐車場の設置者及び管理者

駐車場を利用する人がアイドリング・ストップを行うよう、看板の掲示等により周知する。

看板記載例…千葉県条例では、駐停車中のエンジンの停止が義務づけられています。  
駐車したら、エンジンを速やかに停止してください。

## 3) 貨物積み卸し施設設置者

冷蔵装置等を有する貨物自動車が積み卸しを行う際、エンジンを停止した状態で冷蔵装置等を稼働させられるよう、貨物積み卸し施設設置者は外部電源を設置することに努める。

## 空気のきれいな街をつくるため、実践してください！

アイドリング・ストップはひとりひとりの心がけでできることです。

- 暖機運転は短めに！必要以上の暖機運転は行わないようにしましょう。一日の始めの暖機運転は、最小限の時間で足り、必要以上の暖機運転は燃料を余分に消費するとともに、環境を汚すものです。
- 運転手が車から離れている間、荷物の積み卸しの間等エンジンを掛けておく必要がない場合は、アイドリング・ストップをしましょう。
- 休息中、人待ち、客待ちのための停車中は、アイドリング・ストップをしましょう。

燃料の節約にも繋がります。

アイドリング・ストップでこんなに **お得！**

乗用車

5,000円

大型トラック

8,000円

- ちりも積もれば… 無駄なアイドリングを1日に10分やめると…

乗用車

1年間では  
約51リットル

約5,000円を節約することができます。

トラック

1年間では  
約110リットル

約8,000円を節約することができます。

仮に日本国内に登録されている全ての自動車が、毎日10分間のアイドリング・ストップをした場合、1年間では、200リットルのドラム缶で約1,700万本の燃料が節約できます。

(環境省資料より)

# 「千葉県廃棄物の処理の 適正化等に関する条例」の制定について ～不法投棄や不法堆積など不適正処理の解消を目指して～

## 1 制定の趣旨

産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づき適正に処理することとされていますが、最近では、不法投棄等の産業廃棄物の不適正な処理が全国各地で大きな社会問題となっています。

本県においても、平成12年の新規の不法投棄箇所数は160箇所に及び、平成13年4月現在の未解決案件は800箇所、投棄された廃棄物の量は1,000万m<sup>3</sup>を超えると推計されています。

また、法で定められた保管基準を上回る不法堆積についても、平成13年8月現在で150箇所以上、その量は、少なくとも100万m<sup>3</sup>に上っています。

その結果、不法堆積の現場においては、平成13年4月以降7件の火災が発生し、木くず等の可燃物が燃え尽きるまで数日以上にわたって黒煙を上げて燃え続け、類焼の危険や悪臭等による生活環境の悪化をまねいています。

これらの不法投棄、不法堆積は、土壤汚染、河川汚染、地下水汚染、悪臭等の環境汚染、廃棄物の流出・崩落による隣接地への危険、火災の危険、トラック等の交通・騒音問題など地域の人々の生活を脅かす多くの問題を引き起こしています。

これに対し、県では、産業廃棄物は広域処理を前提としていることから、法改正が必要であると判断し、国に対して全国知事会議や関東地方知事会議、七都県市首脳会議等を通じ、あるいは直接、再三要望してきたところですが、残念ながら現在までのところ改正が実現する見通しはありません。

そこで、本県としては、産業廃棄物の不法投棄等を一刻も早く是正、解消し、県民の方々の安全な生活を確保するため、独自の条例を制定することいたしました。

## 2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」の主な問題点

廃棄物処理法は、昭和45年に全面改正されていますが、近年産業廃棄物の処理をめぐる状況が大きく変化し、次のとおり多くの問題に直面しています。

### （1）自社処分についての規制が十分でないこと

事業者が排出した産業廃棄物を自ら処理する場合については、原則として規制されていない。

ア 積替え保管場所については、許可も届出も必要とされていないため、廃棄物が山積みされた状態にならなければ判明できない。

イ 自社処分にはマニフェストが義務付けられておらず、運搬中や処分場に持ち込まれた産業廃棄物が自社物であるのかの確認が困難であることから、自社処理を装う無許可の処分業者が活動し、不法堆積の要因となっている。

- ウ 小型の焼却炉等は許可が不要であるため、これによる自社処理については、適正な維持管理についての指導のみで、許可の取消し等の強い指導が困難である。
  - エ 自社処分については、処分場等の作業時間や搬入時間に制限がないことから、深夜・早朝における不法投棄等の車両を発見しても、自社処分であるとの主張によって、イと合わせ、取り締まり等が困難な状況にある。
- (2) 収集運搬業の許可を受けた車両は、外見からは自社処理やその他不適正処理の車両との識別が困難であり、指導及び取り締まりを困難としている。

### 3 條例の特徴

廃棄物処理法が抱える問題に対処するため、この度制定した「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」では、次のとおり新たな視点からの指導、規制を強化しました。

- (1) 廃棄物処理票の義務付け
  - ア 自社物の運搬についてマニフェストに代わる廃棄物処理票の作成、携行を義務付けることにより、自社物であっても排出から処理、処分までの過程を適切に管理できる。
  - イ 現場において廃棄物処理票の提示を求めることにより、不適正車両との判別が容易となり、効果的な指導が可能となる。  
また、処理票の記載事項を確認することにより、自社物と称する無許可の他社物処理を防止することができる。
- (2) 搬入搬出時間の制限と収集運搬車両の表示
  - 許可を持った収集運搬車両にステッカーの表示を義務付けるとともに、自社処理施設への夜間の搬入を原則として禁止することにより、この時間帯にステッカーの表示がなく運行する廃棄物運搬のダンプを原則として不法投棄車両として取締まることが可能となる。
- (3) 小規模産業廃棄物処理施設の許可制
  - ア 小型焼却施設、積替保管施設等を許可制としたので、既設の施設についても平成14年10月から1年の間に不法堆積を解消するなどして許可をとらない限り、その後は施設が使用できいため、既存の不法堆積の解消が進む。
  - イ 届出制でなく許可制を採用したことにより、許可基準に適合しなくなった施設の許可を取消すことができるので、不適正処理の抑止効果が期待できる。

条例が全面施行となる本年10月1日からは、これらの新しい視点からの指導や規制措置を十分に活用し、本県における不法投棄の防止と不法堆積の解消に努めてまいります。

## 条例の概要

### (1) 目的（第1条）

廃棄物の不適正な処理による環境への負荷を低減し、もって良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

### (2) 事業者の責務（第2条）

- ①廃棄物の発生の抑制と廃棄物の再生利用
- ②適正な処理費用の負担と発生から最終処分までの過程の適正な管理
- ③施策への協力

### (3) 県民の責務（第3条）

- ①廃棄物の減量及び資源の有効利用
- ②廃棄物の不適正処理の禁止（ポイ捨て禁止）
- ③施策への協力

### (4) 県の責務（第4条）

- ①基本的かつ総合的な施策の策定及び実施  
(事業者・県民・県・市町村のすべてが一体となった取組の推進)
- ②情報の提供、啓発及び指導、技術開発
- ③市町村が行う施策の支援

### (5) 体制の整備等（第5条）

県による体制整備と市町村との連携

### (6) 監視等（第6条）

- ①県による監視と市町村との連携による措置
- ②県民及び事業者の監視努力と関係機関への通報義務

### (7) 土地所有者等の責任（第7条）

- ①土地所有者等（所有者、占有者、管理者）の適正管理努力義務
- ②不適正処理の通報義務
- ③不適正処理による被害防止のための簡易な措置の努力義務
- ④県及び市町村の措置への協力

### (8) 廃棄物処理票（第8条・第9条）

排出事業者が産業廃棄物を自ら処理するために自社の事業場の外に設置する施設を利用する場合の廃棄物処理票の作成、交付、携行、保存の義務付け。

### (9) 自社処分場への搬入時間の制限（第10条）

自社処分場（積替保管・中間処理・最終処分）への夜間（午後10時から午前6時まで）の搬入の原則禁止

(10) 収集運搬車両の表示（第11条）

収集運搬業の許可を有する事業者の登録車両について、標章（ステッカー）による表示の義務付け（許可番号・事業者名その他の事項を表示）

(11) 小規模産業廃棄物処理施設の許可制（第12条～第23条）

①小規模焼却炉（法による設置許可対象施設以外で、事業場外に設置する次いづれかに該当する焼却炉）

- ア 1時間あたり焼却能力が50kg以上のもの。
- イ 火格子面積又は火床面積が0.5m<sup>2</sup>以上のもの。
- ウ 燃焼室容積が0.7m<sup>3</sup>以上のもの

②破碎施設（事業場以外に設置するものに限る。）

廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設で1日あたりの処理能力が5トン以下のもの。

③積替保管施設（事業場以外に設置するものに限る。）

事業者が排出した産業廃棄物を自ら運搬又は保管の用に供する積替保管施設（面積100m<sup>2</sup>以上のもの）。

(12) 不法投棄行為者等の公表（第24条）

生活環境の保全上支障が生じる又は生じるおそれがある産業廃棄物の不適正な処分が行われた場合

(13) 不法投棄関係土地所有者等の義務（第26条）

県等が支障を除去し又は防止措置を講じた土地の所有者等について適正管理義務を課するとともに、その土地の利用計画について知事の確認を要する。

(14) 罰則（第32条～第36条）

最高刑は、2年以下の懲役、100万円以下の罰金。

(15) 施行期日

平成14年10月1日から（責務規定等は公布施行）

既設の小規模産業廃棄物処理施設については、施行日から1年の間に許可要件を充たして許可をとらない限り、その後引き続いて当該施設を使用することはできない。

(16) 手数料の新設

産業廃棄物運搬車両標章交付手数料	1枚につき	2,200円
小規模産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	1件につき	7万円
小規模産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	1件につき	5万円
小規模産業廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可申請手数料	1件につき	5万円

## ■ 建設リサイクル法について ■

建設工事に伴い発生する廃棄物の増大に伴い、廃棄物の最終処分場のひっ迫及び廃棄物の不適正処理をめぐる問題が深刻化しており、その一方で、限りある資源の有効利用を確保する観点から、これらの廃棄物について再資源化を行い、再利用していくことが求められております。

このような状況に鑑み「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が平成12年5月31日に制定され、平成14年5月30日から本格施行されました。

### 建設リサイクル法の概要について

建設工事などから発生する資材の適正処理と再資源化の促進を目的として、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材（鉄筋コンクリートなど）、木材、アスファルト・コンクリートの4品目）を用いる一定規模以上の工事（対象建設工事）を実施する場合、

- ① 発注者は、工事着手する日の7日前までに届出をすることが義務付けられました。
- ② 受注者は工事現場での特定建設資材廃棄物（特定建設資材が廃棄物となったもの。）の分別（分別解体等）及び再資源化等の実施が義務付けられました。

なお、指定建設資材廃棄物である廃木材・木材については、工事現場から最も近い再資源化施設までの直線距離が50kmを超える場合については、縮減（焼却処分）を行ってもよいこととなっています。

### ※ 一定規模以上の工事（対象建設工事）とは

工事の種類	規模
建築物解体	床面積の合計 80m <sup>2</sup> 以上
建築物新築・増築	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上
建築物修繕・模様替（リフォーム等）	請負金額 1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額 500万円以上

### 用語の定義について

#### ※ 分別解体等とは

- ① 建築物等の解体工事を施工する場合  
建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為。
- ② 建築物の新築その他の解体工事以外の建設工事を施工する場合  
当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為。

#### ※ 再資源化とは

建設資材廃棄物について「再資源化」とは次に掲げる行為であって、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分を（再生することを含む。）に該当するものをいう。

- ① 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為。
- ② 解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為。

#### ※ 縮減とは

建設廃棄物の大きさ、体積を減少させる行為であり、その方法としては焼却、脱水、圧縮、乾燥等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の処理基準に従った行為。）があります。

#### ※ 再資源化等とは

廃棄物の減量のための手段としての再資源化及び縮減をいいます。

### 分別解体等の実施について

受注者は、対象建設工事を実施する場合、分別解体等を以下の手順で行います。(解体工事の場合)

① 対象建築物等に関する事前調査の実施

対象となる建築物等の周辺状況、作業場所、搬出経路等の調査をします。

② 分別解体等の計画の策定

次の事項とする計画を策定します。

- ・対象建築物等の構造

- ・対象建築物等に関する調査及び工事着手前に講じる措置

- ・対象建築物等に用いられた建設資材の量の見込み及び特定建設資材廃棄物の量の見込み等

- ・工事の工程の順序及び工程ごとの作業内容と分別解体等の方法

- ・吹き付け石綿の除去その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置

③ 工事着手前に講じる措置の実施

工事の実施前に騒音、振動等の防止のための措置、作業場所及び搬出経路の確保を図ります。また、生活残存物品等、特に家電リサイクル法の対象物について発注者が事前に搬出を行ったか確認します。

④ 工事の実施（建築物に係る解体工事は次に掲げる順序に従わなければなりません。

ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上、これによりがたい場合はこの限りではありません。）

1.設備、内装、建具等の取り外し



2.屋根ふき材の取り外し



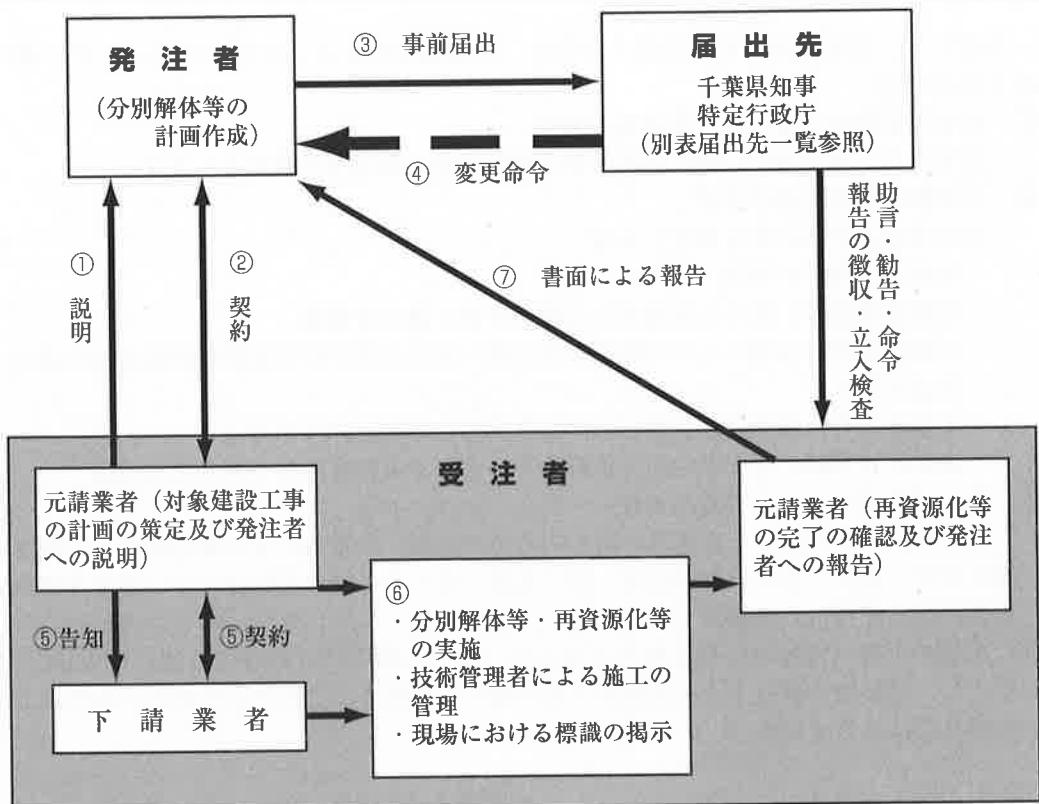
4.基礎・外構の取り壊し



3.外装材・上部構造の取り壊し



### ■ 分別解体・再資源化の発注から実施への流れ ■



#### ① 受注者から発注者への説明（受注者（元請）の義務）

対象建設工事の元請業者は、発注者に対し、建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画について書面を交付して説明する必要があります。

#### ② 契約

発注者が元請業者とかわす対象建設工事の契約書面においては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や、再資源化のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称及び所在地の明記が必要です。

#### ③ 事前届出（発注者の義務）

発注者は、工事着手する日の7日前までに、分別解体等の計画等について、別表の届出受理機関に届出ることが必要です。

#### ④ 変更命令

発注者の届出に係る分別解体等の計画が基準に適合しないと認められる場合、届出受理機関より変更命令が行われます。

#### ⑤ 告知・契約

受注者は、請け負った建設工事の全部、または一部を他の建設業者に下請させる場合には、元請業者は下請け業者に対し、届出事項を告知したうえで契約を結びます。

⑥ 分別解体等及び再資源化等の実施、技術管理者による施工の管理、現場における標識の掲示（受注者全体（元請・下請とも）の義務）

分別解体等、再資源化等の実施にあたっては、解体工事業者は、解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示します。また、工事の施工を管理する技術管理者の配置が必要です。

なお、建設業許可業者が工事を行う場合は、建設業法に基づく標識の掲示や技術者の配置が必要となります。

⑦ 再資源化等の完了の確認及び発注者への報告（受注者（元請）の義務）

元請業者は、再資源化等が完了したときは、再資源化が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を発注者に書面で報告するとともに、再資源化等の実施の状況に関する記録を作成し保存する必要があります。

なお、報告を受けた発注者は、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、その旨を申告し（下記参照）、適当な措置を求めるることができます。

**申告先**

届出先が千葉市の場合、千葉市環境局環境管理部産業廃棄物指導課監視係

届出先が千葉市以外の場合、千葉県環境生活部産業廃棄物課企画指導班

■ その他 ■

分別解体等の届出様式は、千葉県ホームページ（県への手続き・申請届出様式ダウンロード）からダウンロードできます。

千葉県ホームページアドレスは、<http://www.pref.chiba.jp> です。

**問い合わせ先** 千葉県土木部技術管理課

電話番号 043-223-3440

## 千葉県における分別解体等の届出先一覧表（市町村別）

対象建設工事 施工箇所	届出先機関名	
	建築物	土木系工作物
	※建築物	
千葉市	千葉市都市局建築部建築審査課	千葉市土木部工務課
市川市	市川市建設局都市計画部建築審査課	市川市建設局都市政策室
船橋市	船橋市建築部建築指導課	
松戸市	松戸市都市整備本部都市緑化担当部建築指導課	
柏市	柏市都市計画部建築指導課	柏市土木部土木総務課
市原市	市原市都市計画部建築指導課	
我孫子市	我孫子市都市部建築指導課	東葛飾都市計画事務所 建築課
流山市	流山市都市計画部建築指導課	
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市土木部建築指導課	
野田市	野田市都市計画部建築指導課	千葉都市計画事務所 建築宅地課
八千代市	八千代市都市部建築課	
習志野市	習志野市都市整備部建築指導課	
佐倉市	佐倉市都市部建築指導課	印旛土木事務所 建築第一課・第二課
四街道市	四街道市都市部建築指導課	
木更津市	木更津市都市部建築指導課	
君津市	君津市都市部建築指導課	君津都市計画事務所 建築課
浦安市	浦安市都市整備部建築指導課	
成田市	成田市都市部建築指導課	
茂原市	茂原市都市部建築指導課	葛南都市計画事務所 建築宅地課
東葛飾郡閑宿町	東葛飾都市計画事務所 建築課	
東葛飾郡沼南町		
富津市	君津都市計画事務所 建築課	葛南土木事務所 調整課
袖ヶ浦市		
八街市	印旛土木事務所 建築第一課・第二課	印旛土木事務所 調整課
白井市		
印西市		
印旛郡酒々井町		
印旛郡印旛村		
印旛郡本埜村	成田土木事務所 建築課	成田土木事務所 調整課
印旛郡栄町		
富里市		
香取郡大栄町		
香取郡多古町	香取土木事務所 建築宅地課	香取土木事務所 調整課
山武郡芝山町		
佐原市		
香取郡下総町		
香取郡神崎町		
香取郡小見川町		
香取郡山田町		
香取郡栗源町		
香取郡東庄町		
千潟町	八日市場土木事務所 建築宅地課	八日市場土木事務所 調整課

対象建設工事 施工箇所	届出先機関名		
	建築物		土木系工作物
	※建築物	左欄以外の建築物及び建築系工作物	
八日市場市			
匝差郡光町	八日市場土木事務所 建築宅地課		八日市場土木事務所 調整課
匝差郡野栄町			
銚子市			
旭市			
海上郡海上町	銚子土木事務所 建築宅地課		銚子土木事務所 調整課
海上郡飯岡町			
東金市			
山武郡	大網白里町 九十九里町 成東町 山武町 蓮沼村 松尾町 横芝町	山武土木事務所 建築課	山武土木事務所 調整課
長生郡	一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町	長生土木事務所 建築宅地課	長生土木事務所 調整課
勝浦市			
夷隅郡	御宿町 大原町 岬町 大多喜町 夷隅町	大原土木事務所 建築宅地課	大原土木事務所 調整課
鴨川市			
安房郡	和田町 天津小湊町 富浦町 富山町 鋸南町 三芳村 白浜町 千倉町 丸山町	大多喜土木事務所 総務課	大多喜土木事務所 調整課
館山市			
	鴨川土木事務所 建築宅地課		鴨川土木事務所 調整課
	館山土木事務所 建築宅地課		館山土木事務所 調整課

※建築物……建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物

簡単に説明しますと、木造建築物で主に専用住宅の2階以下かつ500m<sup>2</sup>以下又は木造以外の建築物で1階かつ200m<sup>2</sup>以下  
詳細については、お問い合わせください。

## 房総の歴史

### 香取神社のこと いろいろ

私たちは普通、神社を「何々神社」とか「何々神宮」とか言っていますが、これは「社号」といって、かつてつけられたものではありません。

香取神宮のように神宮号で呼ばれているものは、国家管理されていた昭和20年以前には17社しかありませんでした。特に『延喜式』『神名帳』に登場する式内社3132座(2861社)のうち「神宮」とあるのは、伊勢と香取・鹿島だけですから、古代の大和朝廷がいかに香取・鹿島を重要視していたかがわかります。神宮号は、旧官幣大社の中でも日向三代の皇祖(香取神宮、鹿島神宮)や皇徳が顯著だった歴代の天皇(桓武天皇、孝明天皇を奉祀している平安神宮や明治天皇を奉祀している明治神宮)を奉祀している神社だけにしか与えられていないのです。

香取神宮は、佐原市香取の亀甲山(JR成田線 佐原駅から香取神宮行きバス15分)という丘地に鎮座しています。



大鳥居を過ぎて、広い門前店通りを進み境内に入り、寄進された多くの石灯籠を両側に見ながら亀甲山の緩い桜並木の参道を200メートルも登ると、眼前に総門が阻み、その前の石段を昇り切り、右折するとすぐに朱塗りの楼門が現れます。楼門を潜ると老杉を背にした拝殿・本殿が静かに参拝者を迎えてくれます。本殿は、正面柱間の流れ造りに後庇を加えた両流れ造りという形式のものです。

香取神宮は、『新修 香取神宮小史』(平成7年・香取神宮社務所)によると、フツヌシ神(経津主神)、別名イハヒヌシ命(伊波比主命)を祀っています。

フツヌシ神は、日本の大將軍の始祖・日本國の元勲・国家鎮護神・朝廷鎮守の棟梁とあります。歴代の天皇や武将たちから厚い信仰があったようです。

明治の初めに、天皇が浪速に行幸されたときも御親祭(大阪方面に行幸のときの御親祭とは何のことをいうのか?私には解らない。)があったと書いてあります。また、毎年、元旦に天皇が東に向かって御拝礼なされるのは、香取・鹿島の両神宮を拝んでいるのだと説明してありますが、これは、天皇陛下が元旦に行う「四方拝」のことでしょうから、ちょっと欲張りな解釈のように思えます「四方拝」は、八百万の神々や自然の恵みに感謝を捧げるものであって、その際に東方に向かって礼拝をするのは、ひとり香取・鹿島の両神宮を対象にしているわけではありません。

これはなにも香取・鹿島に限ったことではありません。どこの神社も例外なく「古代

より、朝廷の御崇徳篤く、名だたる武将たちの信仰を集め、御靈験あらたか」といったような宣伝に努めています。何々天皇の御代に正何位勲何等を拝受し、何々郡一帯を神領として賜り云々とかといった具合に天皇家及び豪族、武将、將軍家などの庇護を受けたことを得々と社歴に記載しては大いなる誇りにしています。

しかし、武神を祭神にしている神社が「安部比羅夫蝦夷征伐に際して」とか「坂上田村麻呂征夷大將軍云々」と、武将たちが神威をかりて戦に勝利したことは強調されています。日清、日露戦争から太平洋戦争に至るまでの一世紀以上の長きにわたり、大量殺人、大量被死のためにも神威を發揮したはずなのに、そのことには一切触れていません。

テーマからどんどん離れてきそうですので、例の小冊子に話しお戻しますが、香取神宮の創建は、「神武天皇の御代」とあります。神武天皇が実在したかどうかは別にしても西暦前660年は、日本列島は、縄文時代の真っ只中です。

カミサマの世界は、時間まで超越しているのかも知れません。

「御創立は、神武天皇の御代と傳える。正和5年（1316）の香取古文書によって明らかである。」と明記されています。

つまり、西暦1300年ごろに書かれた文書に、それより2000年ほど前のことのが書かれているから間違いないというわけです。2600年前の古文書にそう書いてあるから確かなのだというのではありません。

なぜ、「神武天皇の御代に創建されたと、正和5年（1316）の香取古文書には記載されていますが、その創建時期は定かではありません。しかし『日本後紀』には、住吉、香取、鹿島の三社についての改造に関する記事がみえますから、少なくとも弘仁3年（812）以前からこの三社は存在していたといえる。」といったように書かないのでしょうか。

フツヌシ神（経津主神）は、『出雲国風土記』にフツヌシ・ワカフツヌシという神名で何度も現れ、大穴牟遲神（大国主命）の御子のひとりになっています。さらに、『出雲国造神賀詞』では、出雲国造の祖先であるアメノホヒノノミコトとともに大国主命に國譲りを説得した功労者となっています。どうも朝廷側よりも出雲に縁のある神様だったようです。ただ、それならば出雲の地にフツヌシを祀る神社があってもよさそうなものですが、出雲ではなく香取の地にあるわけです。なぜ、そうなのか？ 残念ながら、フツヌシ神の神宮鎮座の由来は解かりません。

ところで、『日本書紀』の國譲りでは、タケミカヅチ神（武甕槌神『古事記』では建御雷之男神と書く）とともに大活躍をしたフツヌシ神（経津主神）ですが、『出雲国造神賀詞』によれば、もともとはフツヌシだけが派遣されることになっていました。タケミカヅチは、自ら志願して出雲に降っているのです。また、『古事記』によると神武東征では、天皇の軍が熊野村において、熊に化けた邪神のために失神したのを、タケミカヅチが天神の意を受けて靈劍フツノミタマ（布都御魂）を投げ落とし、この窮地を救ったとなっています。つまり、ここでのタケミカヅチは靈劍フツノミタマをあやつる武神で、靈劍の神格化されたものではないかと云われているのです。フツとは剣で斬る音の形容とも、鎮魂（タマフリ）のフルと同義語ともされています。もちろん、フツヌシも靈劍の神格化であるわけですから、もともとはきっと同一の神様だったのでしょうか。

それでは、香取・鹿島の二神が、なぜ神話において重んじられるのか？ この謎は、

『記紀』が誰によって作られたかを考えればすぐに解かります。

『記紀』編纂の中心的役割を果たしたのは藤原氏（中臣氏）であり、両神は藤原氏の氏神だったからです。

中臣氏は、六、七世紀ごろから中央政界に進出し、大化改新の立役者である藤原鎌足、そして、その子の不比等の代に中央政権の中枢に入りますが、『記紀』神話の中に自分たちの氏神を投入することで藤原一門の威光を強くアピールしようとしたものと思われます。

タケミカヅチを主祭神とするのは常陸（茨城県）の鹿島神宮ですが、『常陸國風土記』によれば、鹿島の地は神郡と呼ばれ、中臣氏が管轄し、中臣部やト部などが住んでいたことが記されています。ただ、そうなると、フツヌシもタケミカヅチと同様に中臣氏の威光を投影させるために挿入されたとみるほうが妥当なようですが、よく調べてみると、フツヌシは中臣氏の登場以前は、物部氏に關係の深い神様でした。

現在、靈劍フツノミタマを祀っているのは、奈良の石上神宮ですが、この神社は大神神社（三輪山の麓）と並んで日本最古の神社と言われるくらいに古く、『延喜式』では「石上坐布都御魂神社」と記されています。この石上神宮は、大和朝廷の軍事、警察を担当していた大豪族物部氏の氏神です。物部氏は、五、六世紀ごろ、大和朝廷の最強軍團として各地を平定していきますが、このとき「平国剣」として、各地にこのフツノミタマを奉じていきます。つまり、フツノミタマは固有名詞ではなく、鎮魂の靈劍として普通名詞となっていました。出雲においても物部氏が深く入り込んでおりましたから、それらが伝承されて國譲りの神話に「フツヌシ」として登場してきたのではないでしようか。

フツヌシは『古事記』ではアメノトリフネにその役目を奪われ、いっさい登場していません。

『古事記』が、建御雷之男神のみの行動を書いて経津主神に触れていないのは、建御雷之男神を葦原中国平定の主役に置いたことによるものであって、葦原中国平定後は、フツノミタマ齋主（フツノミタマをお祭して神事を行う主催者）が齋主神となり、齋之大人になるのは、香取の神様に負わされた任務が、神齋そのものだったからと解説してある本が多いんですが、私は、6世紀の後半に物部氏が蘇我氏との抗争に敗れたことから、その勢力をしだいに弱めていったとき、その間隙をぬうようにして鹿島を本源とする中臣氏が台頭する。おそらく、そのとき、本来、齋主であった中臣氏が權威を得て、「祀る側」から「祀られる側」へと変貌を遂げていったのではないかと思っています。

香取神宮には、毎年の年末近くに行われる「暮三祭」と呼ばれている特色ある一連の祭典があります。そして、この「暮三祭」こそが、香取神宮の齋主神としての性格をもっとも色濃く表現している祭典であると言われています。

暮三祭のひとつ、大饗祭は11月30日に行われます。古くは29日、30日の二日にわたつて行われる相撲と大饗の二祭であったといいますが、現在は大饗祭のみ行われています。この大祭の最大の特色は、広い拝殿いっぱいに並べて供えられる神饌の多さです。しかも、供えられる神饌は、例えは、鴨が飛び立たんばかりに羽を広げた姿をしているなど、それぞれの特色をもって献じられていることです。現在では、あまり語られることはありませんが、伝えられるところでは、東国三十三ヶ国の神々に饗するための供饌だそう

です。

『房総の祭事』(千葉県神社庁)の中の大饗祭(おだいささぎ)には、大御食〔巻行器16台、御箸2台、御盃1台(5個)、御酒2樽、鴨羽盛2台、鳥羽盛、鮭、鰯4台、乾魚(1台25枚)5台、撰切1台、鮭腹子1台、鮒(1升)1台、鱈1台、海菜1台、柚子(15個)1台、塩、水1台、計巻行器16台、四方(香取ではなく、四方を用いる。)21台、樽2台〕とあります。



神様たちは、けっこう大食漢です。

祭典は庭上祭祀で、篝火を焚き、幽玄の中に童子の舞もあって、しばしの間は、遠い上代に遊ぶ心地がする祭典です。暮三祭の第二の賀詞祭は12月1日、大饗祭の翌日に行われます。この祭りは大饗祭直会の式とも言われるくらいで、祭典の途中でお神酒が出されます。蓬萊島台を飾る雁、鯉の御神饌が供えられます。

暮三祭の第三の団喜祭は12月7日に行われます。俗には八石八斗の団子祭りと言われ、この祭典は姫神慰労と称して酒を献ぜず、大団子15台(竹のタガに刺す)、小団子1台(大きな木の器に盛る)、干魚3台、羽盛2台、酢蕪1台、煎花1台、塩、水1台が献じられることになっています。この団喜祭、団子祭りによって、香取では草団子が名物で、参道のほとんどの店で団子を商っています。

この暮三祭は、いずれも午後6時からの夜祭です。

また、香取神宮には、12年ごとに開催される、軍神祭(神幸祭)という大祭があります。今年はちょうど午年にあたり、4月14日に例祭、15日、16日に神幸祭が盛大に執り行われました。

祭は、フツヌシの東征の模様を擬したものとも、神功皇后の三韓征討を擬したものとも言われています。

氏子の供奉者約3000人がそれぞれ武神の供奉にふさわしい甲冑、その他装束を着て参加しました。朝、神宮を出たご巡幸の行列は、約2キロ歩いて、昼前に見物の人並みであふれる佐原市津の宮の鳥居河岸に到着、御神輿を中心に極彩色に彩られた想像上の水鳥・鶴(げき)首の御座船や供奉船(17隻)に移り利根川を上る水上での神事は祭りのハイライトとされています。水郷大橋手前の牛ヶ鼻では、鹿島神宮による御迎祭も行われ、市内や川岸はこの一大時代絵巻をたっぷり堪能しようとする県内外から詰め掛けた十万人以上の見物客でにぎわいました。

『香取明神祭礼図』によれば、約800年前の土御門天皇の御世、建仁年間には、既にこの祭事は行われていたようです。江戸時代には一時衰えたものの、明治に入ってから復活し、12年に一度、午年の春に執り行われるようになりました。

鹿島(香島とも記す)は、香取から眺めれば、文字どおり「彼の島」ですが、『常陸国風土記』に



よれば、鹿島の地名は船の「舸狀」（かし）、すなわち船をつなぐ杭、今風にいえばブイとかシーバースとしての「舸狀」から起こったといいます。つまり、いうなれば、鹿島は古代の軍港です。香取の地名は楫取（かじとり）から生じたとあります。この辺りは昔、香取海、安是海と呼ばれていた内海が切れ込む水辺の要衝でしたから、利根川での神事から判断すると、ひょっとする遠い昔、香取の海につながる百有余の津を港とする舟のすべてが香取神宮に把握されていた時代があったのかも知れません。

鹿島神宮はその点、どうであったかというと、太平洋の鹿島灘に面する下津浜に「門番屋敷」という一角があるんですが、普通、門番に屋敷が与えられるはずもありませんから、これもあるいは門番とは鹿島灘を通行する船を監視する者で、その屋敷の跡ではないかと思われます。そうとすれば、鹿島神宮は外海を、香取神宮は内海を護っていたことにはなりはしないでしょうか。

いずれにしても、古代香取・鹿島の地は、防衛上の、すなわち蝦夷地と接する兵站基地であり、前線基地でもあった。つまり、大和朝廷にとっての蝦夷征討の拠点として東国経営の任務を任せられていたのではないでしょうか。

事務局 菅 谷

#### 参考図書 他

「古事記」	倉野憲司 校注	岩波書店
「日本書紀 上・下」	日本古典文学大系	岩波書店
「日本古代国家の研究」	井上光貞	岩波書店
「日本古代の氏族と天皇」	直木孝次郎	壇書房
「日本神話の源流」	吉田敦彦	講談社現代新書
「日本の神々」	平野仁啓	講談社現代新書
「神道の逆襲」	菅野覚明	講談社現代新書
「神社の古代史」	岡田精司	大阪書籍
「古代国家と物部氏」	亀井輝一郎	吉川弘文館
「鹿島神宮」	東実	学生社
「古代筑波の謎」	矢作幸雄	学生社
「日本の神社がわかる本」	菅田正昭	日本文芸社

「新修香取神宮小史」 香取神宮社務所  
「房総の祭事」 千葉県神社庁特殊祭事編纂委員会  
千葉日報 2002年4月9日 第9面



東京電力

TEPCO

## 私たちの青い空を守るために…

東京電力は市民生活や社会経済活動を支える  
必須のエネルギーとしての「電気」を、  
環境になるべく負担をかけずに、  
しかも安定的、経済的にお客さまにお届けするために、  
地球レベルの環境問題に取り組み、  
また、地域の環境保全にも全力を注いでいます。

人と地球のことを考え  
私たちは提案します

---

### 省エネ空調システムは、エコ・アイスmini

---

環境にやさしく  
電気代が  
すこぶるミニ

あなたのお店や  
事務所にも  
「エコ・アイスmini」

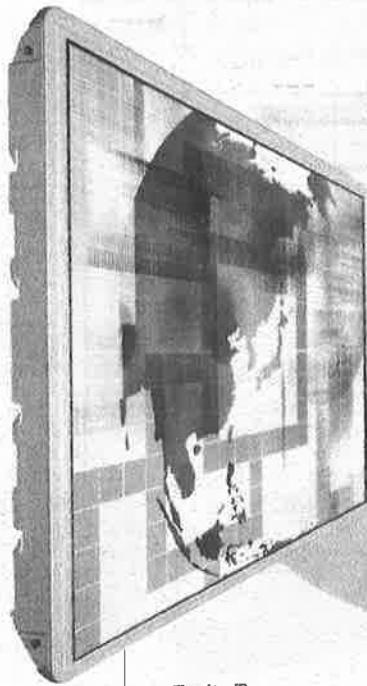


お問い合わせ先

東京電力(株) 千葉支店営業部 エネルギー営業グループ  
043(224)3111(代表) (平日 9:00~17:00)

**HITACHI**  
Inspire the Next

# カラー液晶モジュール



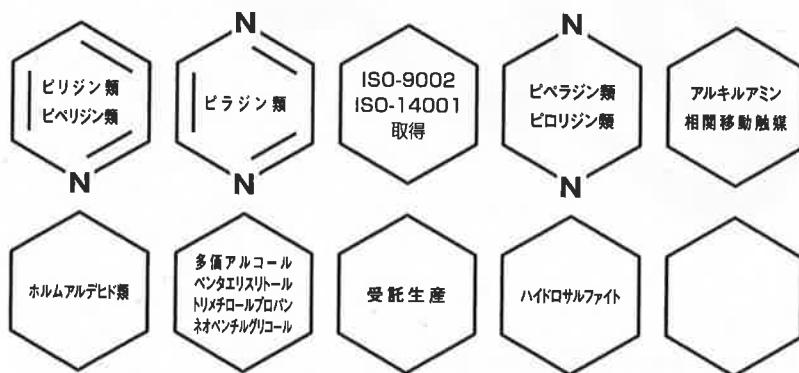
◎ 株式会社 日立製作所 ディスプレイグループ

〒297-8622 千葉県茂原市早野3300番地 電話(0475)23-1111(代)  
URL:<http://www.hitachi.co.jp/Div/mobara/index.html>



# 地球が好き、化学が好き。 変革と国際化をテーマに未来を開く。

KOEIはあらゆる産業の基礎ともいえる化学の分野で、  
変革と国際化をテーマにして時代に対応した新たなチャレンジを続けます。  
そして何と言っても技術力 KOEIは限りない進歩を目指して  
より磨かれた高度なテクノロジーの世界へ全員で取り組んでいきます。

**KOEI**

広栄化学工業株式会社

本社 / 大阪市中央区高麗橋四丁目6番17号(住化不動産横堀ビル) 〒541-0043  
東京支店 / 東京都中央区八重洲二丁目2番1号(住友生命八重洲ビル) 〒104-0028

# 環境に対する思いやりを、 さらに多くの商品へ。

「全社共通環境配慮基準」と「商品群別環境配慮基準」を個別に制定して、環境対策に積極的に取り組む。――――――――――

当社従来商品に比べ優れ、先進性のある環境配慮型商品を開発する。――――――――――

インターネットやカタログなどを通じて、NECが行う環境保全活動および商品の環境情報も積極的に公開する。――――――――

商品の全ライフサイクルにおけるCO<sub>2</sub>排出量を把握し、地球温暖化の防止に努める。――――――――

包装用の段ボールには古紙配合率70%以上、マニュアルには再生紙を使用し、リサイクルを妨げる加工はしない。――――――――

モントリオール議定書で禁止しているCFC、ハロン、四塩化炭素などオゾン層破壊物質を部品、材料に一切使用しない。――――――

部品選定の段階でのグリーン購入をはじめ、商品設計・製造段階、商品の使用後のことまで考慮に入れて開発する。――――――

開発設計と商品生産は、ISO14001認証を取得した事業場や工場で行う。――――――――



NEC独自の環境配慮基準を満たした商品に表示されるマークです。



*eco*

いまNECは、さまざまな角度から積極的にECO活動に取り組んでいます。

そのひとつとして、独自の厳しい環境配慮基準を定め、これをクリアした製品のみに「エコシンボル」マークを適用しています。

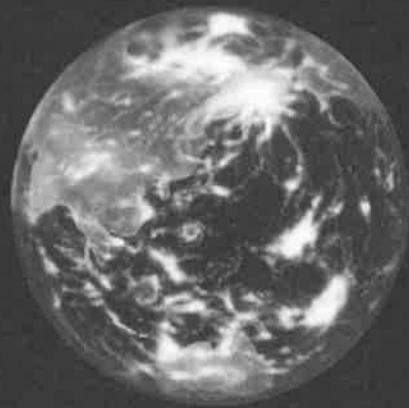
98年12月のスタート以来、すでにVALUESTAR、LaVieなどのパソコンや、プリンタ、ファクシミリといったパーソナル製品、

宅内加入者線収容装置などの企業向け製品、さらに電子部品にいたるまでの幅広い製品が、この配慮基準をクリアしています。

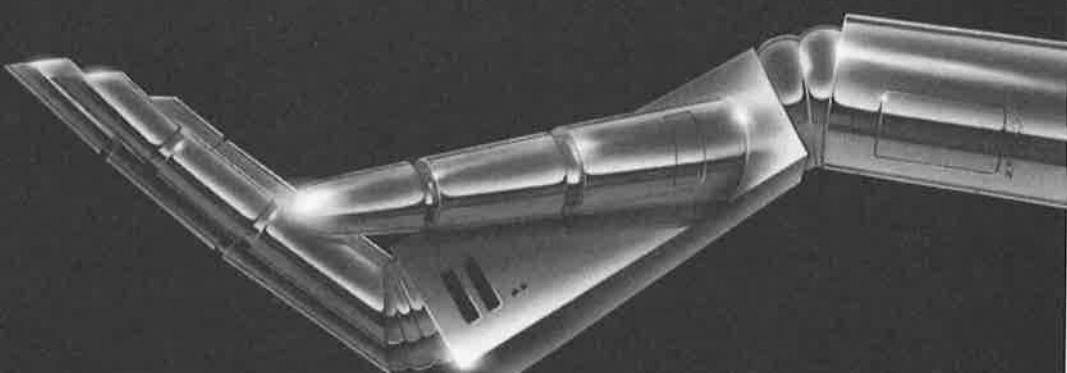
これからもNECは、「エコシンボル」適用製品の拡大により、環境負荷低減に貢献していきます。

お問い合わせは、NEC環境推進部へ 〒108-8001 東京都港区芝5-7-1 TEL.03-3798-6617  
NECが行うECO活動はインターネットでもご覧いただけます。 <http://www.nec.co.jp/eco/ja/>

地球の未来。



大切に  
紙の未来。



人類が紙を知って約2000年、私たちと紙のつきあいはまだま  
だ続きます。

21世紀も北越製紙は、さらに付加価値の高い製品づくりに  
チャレンジ。

そして、再生紙への積極的な取り組みなど、地球の資源・環  
境にも心を配ってまいります。

ECO-PULP



エコパルプ<sup>®</sup>

- 出版・印刷用紙
- 板紙
- ファンシーペーパー
- 情報用紙
- 工業用素材

## 私たちは、循環型社会の実現に貢献します。

君津製鐵所は、「緑と太陽の製鐵所」。35年かけて育んだ「ふるさとの森」は東京ドーム約30個分の広さ。そこには小鳥や、小動物が住んでいます。環境にやさしい取り組みはさらに続きます。水、電力のリサイクル率はほぼ100%。スチール缶、スクラップは鉄の原料として、廃プラスチックは燃料としてリサイクル。君津製鐵所はますます、循環型社会の一員としてその実現に貢献していきます。



**新日本製鐵株式會社  
君津製鐵所**

<http://www.kimitsu.nsc.co.jp>  
1998年3月 ISO14001認証取得

## 《編集後記》

今年は、サッカーのワールドカップが日本と韓国の共催で開催されました。同国での開催は、100年に一度と云われており、今世紀に再び日本で開催されることとは、無いだろうし、一生に一度の経験と云うこともあり、国内が大いに盛り上りました。国民は、決勝トーナメントへの進出に大きな期待と、もしかしたら負けるのではとの不安の中で、日本チームが期待を大きく上回り見事グループ1位で決勝トーナメントに進みました。

小生も、にわかサッカーファンになり、一戦づつ期待が膨らむのと、国民が一つになりこれだけまとまって目標に進む姿は、素晴らしい勇気と期待を与えてくれるものでした。

経済界は、ここ10年低迷し、メーカーとしても厳しい時期ですが、サッカーの上昇気流に乗って、経済の上昇を願うのは、小生だけでないと思います。

環境におけるこの10年は、変革と発展の時期でした。循環型社会形成推進基本法をはじめ、資源有効利用、地球温暖化対策、リサイクル法などが充実し、ものづくりの上で、自然社会と共存する活動が益々重要になって来ると思います。

従来の環境管理は、事業活動で発生する排出物の処理を中心とした下流の環境管理主体でしたが、近年は、製品の環境配慮型設計に代表される様、LCA、グリーン購入等の上流での管理に移りつつあります。

これからも循環型社会形成に向け、環境管理に携わる関係者の活躍を大いに期待いたします。!!日本サッカーチームが目標に向かったように!!

2002.6.27  
NEC 長田 彰

区分	編集委員
67号	新日本製鐵(株)・東京電力(株)・広栄化学工業(株) 日本電気(株)・北越製紙(株)・日立製作所

### 会報 第 67 号

発行年月 平成14年8月

発行者 社団法人千葉県環境保全協議会

会長 島崎重治郎

千葉市中央区市場町1番3号 自治会館内  
電話 043 (224) 5827

印刷 ワタナベ印刷株式会社

千葉市中央区今井3-21-14  
電話 043 (268) 2511

